

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和6年12月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	熊谷市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以後「番号利用法」という。）及び個人情報の保護に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険被保険者の資格に関すること。 ・国民健康保険給付に関すること。 ・国民健康保険の保健事業に関すること。 ・出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。 ・国民健康保険税に関すること。 番号利用法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 療養の給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務を実施する（国保連への委託）。 ＜オンライン資格確認に関する事務＞ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用できるようにするために、以下の事務を行う。 ①国保連合会から再委託を受けた国保中央会が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行う（熊谷市の被保険者及び世帯構成員の資格情報を、国保連合会経由で、医療保険者等向け中間サーバー等へ提供する。）。 ②熊谷市から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行う（情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、熊谷市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。）。 なお、オンライン資格確認等システム内の情報は、特定個人情報ではない。 ※国民健康保険法第45条第5項等及び同法第113条の3に基づき、市町村は、国保連合会又は支払基金と委託契約を締結することにより、国民健康保険関係事務及びオンライン資格確認関係事務の一部を委託することができる。さらに、番号利用法第10条の規定に基づき、市町村の許諾を得た場合に限り、国保連合会は、国保中央会に特定個人情報の取扱いの再委託が可能であり、この再委託により、国保中央会がオンライン資格確認関係事務を実施することが可能となる。熊谷市は、番号利用法第10条及び第11条の規定に従い、適切に委託を行う。 ＜オンライン申請受付事務＞ 市民の利便性向上のため、被保険者証再発行事務、限度額適用認定証・特定疾病療養受領証の再発行事務、国民健康保険資格関係届受付事務（※社会保険加入による国民健康保険脱退の場合に限る）において、埼玉県市町村電子申請共同システムを利用したオンライン申請の受付を実施。 市民は、申請時に、マイナンバーカードの電子署名用電子証明書を用いた本人署名を実施。 本市は、申請データ受領時に、個人番号利用事務系の環境下で、署名検証を実施。 ＜公金受取口座登録制度に関する事務＞ 公金受取口座登録制度の下、申請者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき情報照会により取得。 ①国保給付申請（被保険者→市） ②情報照会（市→デジタル庁）、及び、取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③被保険者への給付金の支給（市→被保険者） ＜国保情報集約システム等のクラウドシステムの利用＞ 「国保情報集約システム（及び国保総合システム）」に関しては、令和5年度に、国保中央会により、システム更改及びクラウド化が実施されている。 クラウドサービス事業者は、特定個人情報ファイル等を取り扱わないため、番号利用法上の個人番号利用事務等の受託者にはあたらないが、当該サービス利用に関して、国保中央会及び国保連合会と、適切な契約の締結及びアクセス制御等の安全管理措置を実施している。また、特定個人情報ファイル等の保管等について、定期的に報告書を受けている。 ＜標準準拠システムへの移行（令和7年1月14日切替予定）＞ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報系システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する（令和7年1月14日の予定）。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。
③対象人数	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険税システム
②システムの機能	国民健康保険税賦課事務に関する機能 1. 国民健康保険税課税対象者の把握 2. 国民健康保険税課税資料の情報管理 3. 賦課計算及び賦課徴収額の決定 4. 納税通知書等の帳票発行 5. 宛名情報の把握、管理 6. 国民健康保険税情報を必要とする各業務への情報連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2	
①システムの名称	国保資格管理システム
②システムの機能	国民健康保険資格事務に関する機能 ・国民健康保険資格状況の管理 ・国民健康保険の資格得喪処理 ・資格確認書等の発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	前期高齢者システム
②システムの機能	国民健康保険前期高齢者に関する機能 ・70歳以上の国民健康保険被保険者の負担区分の判定 ・限度額認定証の区分判定、発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム4	
①システムの名称	国保滞納対策システム
②システムの機能	国民健康保険税の滞納対策及び資格状況に関する機能 ・資格状況の履歴管理 ・滞納状況に応じた区分管理等
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム5	
①システムの名称	国保給付システム
②システムの機能	国民健康保険給付事務に関する機能 ・給付事務に関する計算および支給管理 ・各給付のお知らせ通知および支給決定通知の発行 ・一部負担金割合や限度額区分の管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム6	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1. 収納状況照会 宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報の照会 2. 宛名機能 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム7	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	滞納状況照会 滞納情報、延滞金情報、不能欠損情報等の照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）

システム8	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理する機能 2. アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う機能 3. 個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する機能 4. 中間サーバ連携機能 情報連携に必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバへ連携する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー、個別業務システム ）
システム9	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「機関別符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は、提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 処理状況の管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム10	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	1. 統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する機能 2. 共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 個別業務システム ）
システム11	
①システムの名称	国保総合システム及び国保情報集約システム(※国保中央会)
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 国保被保険者の資格異動に関するデータを、国保情報集約システムへ送信する機能 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 同一都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする機能 また、国保情報集約システムで新規付番された市町村被保険者IDを市町村へ送信する機能 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出・確定 国保情報集約システムのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを登録する機能 3. 医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者の資格情報等を利用するため、被保険者の異動情報を、国保情報集約システムから中間サーバーへ送信する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 医療保険者等向け中間サーバー等 ）

システム12	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー及びオンライン資格確認等システム(※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金)
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金が運営する。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国保情報集約システム)
システム13	
①システムの名称	埼玉県市町村電子申請共同システム(※埼玉県)
②システムの機能	勤務先等の健康保険加入による国民健康保険からの脱退の届出、限度額認定証・特定疾病療養受療証の再交付申請を、オンライン上で行う機能(埼玉県市町村電子申請共同システムを利用) 申請者は、申請時にマイナンバーカードの電子署名用電子証明書を用いた本人署名を実施。 市は、申請データ受領時に、個人番号利用事務系の環境下で、署名検証を実施。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名

- (1) 国民健康保険税賦課情報ファイル
- (2) 国民健康保険資格管理ファイル
- (3) 前期高齢者管理ファイル
- (4) 国保滞納対策資格状況履歴ファイル
- (5) 国民健康保険給付管理ファイル
- (6) 収納管理ファイル
- (7) 資格情報(世帯)ファイル(※国保中央会)
- (8) 資格情報(個人)ファイル(※国保中央会)
- (9) 世帯所得区分情報ファイル(※国保中央会)
- (10) 国保資格取得喪失年月日連携ファイル(※国保中央会)
- (11) 市町村被保険者ID連携ファイル(※国保中央会)
- (12) オンライン資格確認等用ファイル(※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金)
- (13) オンライン申請ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1 個人番号利用の根拠 ① 番号利用法第9条第1項 ② 同法別表主務省令(「法別表の主務省令で定める事務を定める命令」) 2 根拠詳細(同法別表の項番、同法別表主務省令の条) 第一欄(行政事務を処理する者)及び第二欄(個人番号利用事務)に以下が含まれる項 ① 第一欄:「都道府県知事又は市町村長」 第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査に関する事務」 24項 第16条 ② 第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務」 44項 第24条
--------	---

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	1 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の根拠 ①番号利用法第19条第8号 ②同法主務省令(「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」) 2 情報提供の根拠詳細(同法主務省令第2条の表の項番、同法主務省令の条) 第三欄(情報提供者)及び第四欄(利用特定個人情報)に以下が含まれる項 ①第三欄:「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」 第四欄:「医療保険給付関係情報」 2項 第4条、3項 第5条、6項 第8条、13項 第15条 42項 第44条、48項 第50条、56項 第58条、65項 第67条 69項 第71条、83項 第85条、87項 第89条、115項 第117条 125項 第127条、131項 第133条、158項 第160条 161項 第163条、164項 第166条、165項 第167条 166項 第168条、173項 第175条 ②第三欄:「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」 27項 第29条、141項 第143条 ③第三欄:「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」 38項 第40条、137項 第139条 ④第三欄:「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法令による給付の支給に関する情報」 2項 第4条、3項 第5条、6項 第8条、13項 第15条 16項 第18条、19項 第21条、70項 第72条、111項 第113条 116項 第118条、131項 第133条、146項 第148条、158項 第160条 ⑤第三欄:「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」 第四欄:「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」 145項 第147条 3 情報照会の根拠詳細(同法主務省令第2条の表の項番、同法主務省令の条) 第一欄(情報照会者)及び第二欄(特定個人番号利用事務)に以下が含まれる項 ①第一欄:「市町村長」 第二欄:「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」 48項 第50条 ②第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」 69項 第71条 ③第一欄:「市町村長又は国民健康保険組合」 第二欄:「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」 70項 第72条
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課、総務部 納税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

- (1) 国民健康保険税賦課情報ファイル
- (2) 国民健康保険資格管理ファイル
- (3) 前期高齢者管理ファイル
- (4) 国保滞納対策資格状況履歴ファイル
- (5) 国民健康保険給付管理ファイル
- (6) 収納管理ファイル
- (7) 資格情報(世帯)ファイル(※国保中央会)
- (8) 資格情報(個人)ファイル(※国保中央会)
- (9) 世帯所得区分情報ファイル(※国保中央会)
- (10) 国保資格取得喪失年月日連携ファイル(※国保中央会)
- (11) 市町村被保険者ID連携ファイル(※国保中央会)
- (12) オンライン資格確認等用ファイル(※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金)
- (13) オンライン申請ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険の被保険者及び同一世帯員	
その必要性	被保険者の資格、賦課及び給付管理のため	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (公金受取口座情報)	
その妥当性	・識別情報及び連絡先等情報 対象者の特定、基準日時点の居住地、世帯情報等の把握のため ・地方税関係情報、年金関係情報、雇用・労働関係情報 税額算出の基礎情報、特別徴収対象者判定、限度額認定等の区分判定として使用するため ・医療保険関係情報、生活保護関係情報 対象者の資格及び給付に関する事務で使用するため ・介護・高齢者福祉関係情報 介護適用除外、高額介護合算療養費に関する事務で使用するため ・公金受取口座情報 給付金の振込先に使用するため ・健康・医療関係情報 保健事業で使用するため	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月、平成30年12月、令和6年12月(標準化対応による変更)	
⑥事務担当部署	市民部 保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 住民記録、住民税、介護保険、生活保護の担当部署 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構、職業安定局、デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 他の医療保険者(社会保険診療報酬支払基金) ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		国民健康保険の資格得喪、税額賦課、給付・保健事業で使用するため
④使用の主体	使用部署	市民部保険年金課、熊谷保健センター、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 資格事務 届出受理、資格取得・喪失処理、情報照会、副本登録、情報提供、オンライン資格確認のための異動 情報連携 2. 賦課事務 課税・通知、情報照会、減免処理 3. 給付事務 申請書受理、支給、情報照会、副本登録、情報提供、レセプト点検等 4. 保健事業 特定健診等
	情報の突合	宛名番号、個人番号及び基本4情報
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (40,000) 件
委託事項1		システム保守業務
①委託内容		システムの保守及び制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ジーシーシー
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	デジタル推進課の委託契約の中で再委託の契約も実施
	⑥再委託事項	特定健診に係るシステム保守業務を株式会社両備システムズへ再委託
委託事項2		オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務
①委託内容		(1) 資格履歴等管理事務 (2) オンライン資格確認等システムへの資格履歴連携事務 (3) オンライン資格確認事務 (4) 特定健診情報等の管理及び提供に関する事務 (5) レセプト振替事務 (6) 薬剤情報の管理及び提供に関する事務 (7) 医療費情報の管理及び提供に関する事務 (8) 資格喪失後受診に係る加入勧奨情報の提供に関する事務 (9) 診療情報の管理及び提供に関する事務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		埼玉県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務に関する委託契約書の中で締結
	⑥再委託事項	国民健康保険法第113条の3に基づき、同連合会に委託し、同連合会は受託した事務の全部を国民健康保険中央会に再委託
委託事項3		オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務及び公的個人認証サービスの電子証明書を利用する事務
①委託内容		マイナ保険証利用のための機関別符号の取得及び利用者証明用電子証明書の有効性確認
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務
①委託内容		国民健康保険法第113条の3の規定に基づく保険給付の実施、保険税の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する以下の事務（共同委託） ・資格情報連携・チェックに関する事務（※個人番号を取り扱う事務の範囲は、この資格情報（世帯・個人）集約事務のみ。） ・世帯継続に関する事務 ・高額該当情報連携・管理機能に関する事務 ・システム連携、件数等の確認・管理に関する事務 ・国保情報集約システムの運用に必要な管理情報の管理・メンテナンス事務 ・二要素認証の利用者の静脈情報の管理・メンテナンス事務 ・国保情報集約システムのバージョンアップ、稼働維持、ウイルス対策、障害対策に係る事務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		埼玉県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る委託契約書、及び、国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務を国保連合会へ委託することに伴う特定個人情報等の取り扱いに関する覚書に基づき、再委託申請を受けて許諾（書面）
	⑥再委託事項	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務（国保情報集約システム運用業務）を、AGS株式会社に再委託

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定の特定個人番号利用事務を行う情報照会者 ※基礎項目評価書に該当する根拠法令の条番号を列記
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 ※基礎項目評価書に該当する根拠法令の条番号を列記
②提供先における用途	番号利用法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定の特定個人番号利用事務 ※基礎項目評価書に該当する根拠法令の条番号を列記
③提供する情報	番号利用法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定の「医療保険給付関係情報(資格情報、給付情報、自己負担額証明書(外来年間合算)情報、自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報、出産育児一時金、葬祭費)」
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号利用法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定の「医療保険給付関係情報(資格情報、給付情報、自己負担額証明書(外来年間合算)情報、自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報、出産育児一時金、葬祭費)」の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて利用特定個人情報の提供依頼があるとき

移転先1	番号利用法第9条第1項及び同法別表主務省令「法別表の主務省令で定める事務を定める命令」に規定の個人番号利用事務実施者のうち、同法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定の「医療保険給付関係情報」を入手して事務を実施する者及び部署
①法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項及び同法別表主務省令「法別表の主務省令で定める事務を定める命令」 ・同法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」 ・熊谷市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	番号利用法第9条第1項及び同法別表主務省令「法別表の主務省令で定める事務を定める命令」に規定の個人番号利用事務のうち、同法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定の「医療保険給付関係情報」を入手して実施する事務
③移転する情報	番号利用法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定の「医療保険給付関係情報」
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	番号利用法第19条第8号及び同法主務省令「法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に規定の「医療保険給付関係情報」の対象者
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	異動更新の都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <ガバメントクラウドにおける消去方法> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別ファイルに記載し、本評価書に添付

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険税賦課情報ファイル (2) 国民健康保険資格管理ファイル (3) 前期高齢者管理ファイル (4) 国保滞納対策資格状況履歴ファイル (5) 国民健康保険給付管理ファイル (6) 収納管理ファイル (7) 資格情報(世帯)ファイル(※国保中央会) (8) 資格情報(個人)ファイル(※国保中央会) (9) 世帯所得区分情報ファイル(※国保中央会) (10) 国保資格取得喪失年月日連携ファイル(※国保中央会) (11) 市町村被保険者ID連携ファイル(※国保中央会) (12) オンライン資格確認等用ファイル(※国保中央会及び社会保険診療報酬支払基金) (13) オンライン申請ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・申請書等において、法令等に定めのない不要な項目を入手しないように努めている。 ・申請等の窓口及び郵送による受付において、本人確認資料として個人番号カード等の提示を求めるとともに、内容を確認し、対象者以外の情報の入手の防止に努めている。 ・申請等の様式において、申請等を行う者が記載する部分は、国民健康保険業務に必要な項目のみに限っている。 ・個人番号利用事務、及び、個人番号の記入を求める様式一覧を設置し、すぐに確認できるようにしている。 ＜国保総合システム、国保情報集約システムからの入手における措置＞ ・入手元は、国保総合システム又は国保情報集約システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 - また、同システムから配信されるデータは、あらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・国保総合システムにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・本人・同一世帯員又は代理人による申請書等のみを受領することとし、受領の際は必ず本人・同一世帯員又は代理人の本人確認又は委任状の確認を行い、番号法第16条の規定に基づき対応する。 ・対面または郵送により個人番号カード等の本人確認資料で、本人の確認を行っている。 ・個人番号カード等の提示を受け、申請書等に記載された個人番号の真正性の確認を行っている。 ・上記による確認が取れない場合は、本市に住所を有する者については団体内統合宛名システムで照合し、本市以外の住所を有する者については住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の真正性の確認を行う。 ・申請書等の入力など、特定個人情報の入力・修正・削除を行う際は、異動対象者や入力内容に誤りの無いよう、複数人の担当者によるチェックなどを実施している。 ・申請書等の紙媒体については、鍵付保管庫に保管している。 ・本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムにより取得する場合は、国民健康保険事務担当者以外は利用できないような仕組みが構築されている。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施している。 ・郵送による場合は、簡易書留により送付するよう周知している。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・国民健康保険システム端末の画面は、来庁者から見えない位置に置くか、覗き見防止シートを貼る。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・番号利用業務以外の部門における団体内統合宛名システムの照会では、個人番号が参照できないような仕組みを構築している。 ・団体内統合宛名システムに対して不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・団体内統合宛名システムは、共通基盤システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセス制御を行っている。 ・情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施している。 ・厳格な本人確認の上で、既存宛名番号と業務情報を紐付けている。 ・宛名番号と個人番号との紐付けは市民課の住民基本台帳事務で実施し、国民健康保険事務における住登外者への個人番号登録はダブルチェックを実施している。 ・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守している。なお、市町村は住民基本台帳事務において適切にマイナンバーが紐付いているため、国民健康保険に関する事務においてマイナンバーの紐付け登録をするのは住民登録外の者に国民健康保険の資格を付ける場合のみである。申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住民基本台帳照会を実施するが、その際、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。複数人での確認や所属長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。 ＜国保情報集約システムにおける措置＞ ・個人番号利用業務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDによる識別と、パスワード及び生体情報による二要素認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 人事異動の際にデジタル推進課に権限変更等の申請を行い適切に管理している。 ＜国保情報集約システムにおける措置＞ ・国保情報集約システムにおいて、事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワード及び生体情報による二要素認証を実施している。なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの使用やIDの使いまわしを禁止している ・国保情報集約システムを使用できる端末を限定している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはサインアウトするよう徹底している。技術的にも一定時間経過後に画面に自動ロックがかかるよう設定している。	
その他の措置の内容	・住民情報系システムの使用権限は、保険年金課長の承認・決裁を得た上で、デジタル推進課に申請しデジタル推進課長の承認・決裁を得た上で、システムに反映している。 ・人事異動等により使用権限の変更を行った際も同様である。異動退職等では、業務上使用することが不要となったユーザ情報を削除している。 ・アクセスログによる記録を残し、定期的にログの確認をしている。 ＜国保情報集約システムにおける措置＞ ・国保情報集約システムの使用権限は、保険年金課長の承認・決裁を得た上で、システムに反映している。 ・人事異動等により使用権限の変更を行った際も同様である。異動退職等では、業務上使用することが不要となったユーザ情報を削除している。 ・アクセスログによる記録を残し、定期的にログの確認をしている。ログでは、ログインや操作を行った職員・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録等を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 ・システム利用職員への研修等において、事務外利用の禁止等について指導している。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない措置がされている。 ・画面コピーの際は、個人番号がマスキングされて印刷される措置がされている。印刷物は使用後はシュレッダー処理をする。 ・端末の画面は、来庁者から見えない位置に置くか、覗き見防止シートを貼っている。 <国保総合パソコンにおける措置> ・国保総合パソコンと自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 ・個人情報を取り扱う場合は、所属長の承認を得てから実施する。 ・住民情報系システムとの授受においては、デジタル推進課を通さないと実現できないような技術的措置がとられている。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄するか、デジタル推進課で回収破棄する。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件に関する規定 ※再委託の際に最初の委託元である市町村への書面による許諾の取得、及び再委託先の監督 ※再委託先が番号利用法で求められているレベルと同等の安全管理措置を講じていることの確認 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときは委託先に対して実地調査を行うことができる規定

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	＜選択肢＞ [十分にやっている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない 4) 再委託していない
具体的な方法	＜住民情報系システムにおける措置＞ ・再委託を行う場合は、再委託に係る契約に次の事項を盛り込む。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再々委託における条件に関する規定 ※再々委託の際に最初の委託元である市町村への書面による許諾の取得、及び再委託先の監督 ※再々委託先が番号利用法で求められているレベルと同等の安全管理措置を講じていることの確認 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときは委託先に対して実地調査を行うことができる規定 ・住民情報系システムをクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、法令等を遵守し、デジタル推進課と適切な契約を取り交わす。 ・ガバメントクラウドへの移行については、次を満たすこととする。 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜医療保険者等向け中間サーバー等における措置＞ ・「オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等における電子資格確認等事務に関する委託契約書を締結」し、国民健康保険法第113条の3に基づき、国民健康保険団体連合会に委託し、同連合会は受託した事務の全部を国民健康保険中央会に再委託することを適切に取り決めている。 ・規定の内容は次のようなもの。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件に関する規定 ※再委託の際に最初の委託元である市町村への書面による許諾の取得、及び再委託先の監督 ※再委託先が番号利用法で求められているレベルと同等の安全管理措置を講じていることの確認 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・必要があると認めるときは委託先に対して実地調査を行うことができる規定 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はOSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。

その他の措置の内容	住民情報系システムを所管するデジタル推進課が、システム事業者である株式会社ジーシー本社へ、必要に応じて、実地調査に出向いている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・外部委託業者を選定する際、個人情報保護方針の策定、プライバシーマーク等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認することとしている。 ・事業者には、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約後に業務従事者名簿を提出させている。 ・特定個人情報等を業務担当課がUSBで持ち出すことはできない。 ・業務担当課が住民情報系システムから個人番号をデータ出力・印刷することは技術的にできない。 ・国保情報集約システムや医療保険者等向け中間サーバのオンライン資格履歴管理事務(国保中央会、支払基金など)に関しては委託契約書を適切に取り交わすとともに、定期取扱報告書を年1回受領している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・住民情報系システムから各課がデータを持ち出すことは技術的にできず、適切な手続きを経た上でデジタル推進課を経由しなければならない仕組みとなっている。持ち出す場合は、ログや持ち出したデータが何かが残るため追跡確認が可能となっている。 ・移転は庁内連携システムにより適切に制御されている。		
その他の措置の内容	・委託や情報提供ネットワークシステム以外での特定個人情報の提供はない。 ・委託の一環ではあるが、国保情報集約システムへの日次異動情報の連携作業についても、日時、データ内容、実施者名等が全て記録され、追跡可能となっている。送信の際は、データの誤りがないか十分に内容確認等をした上で送信する。また、送信後は正常に受理されたこと及びエラーがないことを必ず確認する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・庁内連携システムにより、番号利用法の規定により認められる情報のみしか移転できないよう技術的な仕組みがとられている。 ・特定個人情報の移転は、インターネット等の外部ネットワークから隔離された個人番号利用事務系ネットワークで通信している。 ・特定個人情報等を業務担当課がUSBで持ち出すことはできない。 ・業務担当課が住民情報系システムから個人番号をデータ出力・印刷することは技術的にできない。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<情報照会> ・該当者の取り違い、情報照会の管理番号誤り等がないように十分注意している。住民情報系システムでは、目的内の管理番号のみ選択できるように技術的に制御されている。 ・取扱注意者に関しては、不開示措置を必ずかけた上で実施する。住民情報システムでは、取扱注意者については、自動的に不開示該当フラグが立つよう技術的に制御されている。 ・地方税情報の入手に関しては、法令又は条例により質問検査権及び担保措置の規程がない場合は、本人同意が必要となるため留意する。 ・情報照会管理番号一覧表を設置し誤りがでないようにしている。情報システムで目的内の管理番号のみ選択できるように技術的に制御している。 <中間サーバにおける措置> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<副本登録・情報提供> ・取扱注意者に関しては、自動応答不可フラグの設定により自動応答が一時停止するので、担当者及び責任者と十分に確認の上で、あらかじめ設定済みの不開示該当フラグが立っていることを確認の上で、注意深く対応している。 ・取扱注意者に関しては、男女共同参画室が取りまとめた、情報共有方法や取扱マニュアルを定め、注意深い対応をしている。 ・日次の副本登録状況の確認をしている。 ・副本登録に関しては、次の点に留意し、誤りが無いよう十分注意している。 ①情報連携により情報を取得した自治体等が、誤った副本に基づき誤った処理をした場合、その自治体等と住民に影響が及ぶ可能性がある。 ②マイナポータルを通じて、国民が誤副本情報を取得した場合、その国民に影響が及ぶ可能性がある。 ③副本や情報連携履歴は、マイナポータルを通じて、常に国民の監視下にある。国民から指摘や問合せが来る可能性がある。 ・情報提供等記録により、不正な提供の予防及び追跡可能性を担保している。 <中間サーバにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報照会者に情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認した上で提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。また、不開示該当フラグを設定し、情報提供等記録がマイナポータルを通じて漏えいしないようにしている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・特定個人情報等を業務担当課がUSBで持ち出すことはできない。 ・業務担当課が住民情報システムから個人番号をデータ出力・印刷することは技術的にできない。 ＜中間サーバにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ・住民情報システム、中間サーバ、情報提供ネットワークシステムとの間には、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN)等を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと自治体との間はVPN等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを自治体ごとに区分管理・アクセス制御しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を自治体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・個人番号が記載された書類は、取扱区域内の施錠可能なキャビネット、庁舎内倉庫又は庁舎外倉庫等、施錠管理の上で保管している。
- ・郵便又は行政センターから送達された書類についても、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管している。
- ・誤廃棄対策として、AM・PMごとに専用の窓口ゴミ用紙袋及び箱を用意し、廃棄予定書類を入れる。いつ誰が処理したかわかるようにしている。ゴミ袋は鍵のかかるキャビネットへ一時保管し、一杯になったら中身を再確認の上、市職員が市の焼却施設へ直接持参して廃棄している。
- ・USBは、特定個人情報は取り扱わないが、鍵のかかるキャビネットに保管している。使用簿に記入し、個人情報を取り扱う場合は所属長の許可を得てから使用する。
- ・申請書類も鍵のかかるキャビネットに保管している。
- ・事務処理後は、保存文書入力票に基づき各倉庫へ保管した後、保存文書入力票の保存年限到来年度にまとめて廃棄している。市の焼却施設に職員が直接持参し溶鉱炉へ入れて焼却している。
- 住民情報システムのサーバ、データ、プログラム等は、ガバメントクラウド上へ移行し安全に管理する。
- ・デジタル推進課の電算室やサーバ室の出入口では生体認証による入退室管理を行っている。
- ・電算室等は監視設備として監視カメラを設置している。
- ・特定個人情報ファイルを管理しているサーバには、ウイルス対策システムを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。

<国保総合パソコンの保管・消去>

- ・本市と国保情報集約システムとで情報を連携する場合、個人番号利用事務系ネットワーク上の連携パソコンを経由して実施しており、国保総合パソコン内への保管はしない。
- ・国保総合パソコンには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。

<取りまとめ機関における措置>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、データセンターのサーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
- ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
- ③国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ④地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑦地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑨地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑩地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
- ⑪ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ⑫事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
- ⑬データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・毎年、情報セキュリティポリシーに基づく自己チェックシートで自己点検し、必要に応じて改善を図っている。 ・毎年、個別システム自己監査を実施し、必要に応じて改善を図っている。 ・情報セキュリティ研修や情報連携研修(デジタル庁主催)を受けている。受講できない者については、紙媒体での学習及び自課内での伝達研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に、個人情報の取扱いに関する規定や再委託に関する規定を設けている。また、契約内容の遵守状況について報告を求める規定や、必要に応じて実地調査を行うことができる規定も設けている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報、データセンターのサーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び熊谷市個人情報の保護に関する法律施行細則に基づき、請求書に住所、氏名、請求内容等の必要事項を記入し、請求する。 個人情報の本人であることを証明する書類等を持参の上、個人情報保護窓口に提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課国保給付係、国保税係 電話048-524-1111 内線276、248 熊谷市総務部納税課 電話048-524-1111 内線258
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)變更箇所

[illegible]